

# 国際仏教学院役員報酬規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、役員（理事及び監事をいう。）の報酬について必要な事項を定める。

(報酬額、支給方法)

**第2条** 役員報酬の金額及び支給方法は、理事会において定める。

(支給始期)

**第3条** 役員報酬は、就任した日の当該月から支給する。

(その他)

**第4条** この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、職員の例により理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。